

南国市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年9月

南国市通学路安全対策連絡協議会

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「南国市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

- ・ 南国警察署交通課
- ・ 高知県中央東土木事務所
- ・ 南国市校長会代表
- ・ 南国市危機管理課
- ・ 南国市少年育成センター
- ・ 南国警察署生活安全課
- ・ 土佐国道事務所
- ・ 南国市建設課
- ・ 南国市学校教育課

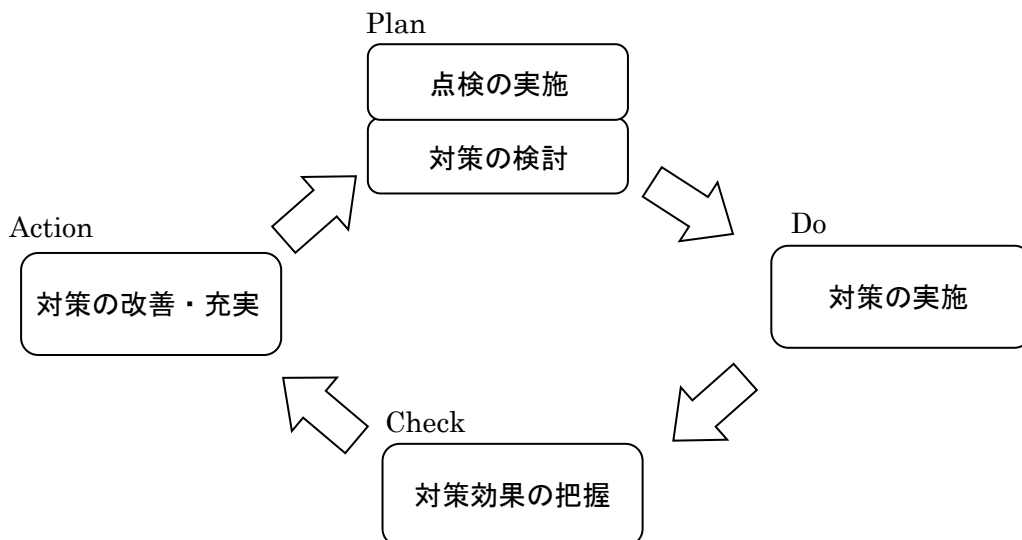
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・通学路における危険個所の把握については、学校長が保護者や地域住民の意見を聴取したうえで、当該学区の通学路の安全を確認し、毎年度9月までに南国市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告する。また、学校長以外から通学路の危険個所について情報を得た場合は、その都度、関係校と市教委が内容を確認する。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策連絡協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

- ・合同点検の場所に関係する学校、道路管理者、警察、南国市危機管理課、南国市教育委員会等が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策における進捗管理について

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、児童生徒等が安全に登下校できているか等を確認するため、学校、保護者、地域から意見を収集し、進捗管理をします。

## (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 点検結果等の情報の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、南国市HP等で公表します。